

## 第1 評価の目的

国立大学法人大分大学点検評価規程（平成16年規程第4号）第4条第2号に規定する職員評価のうち、附属学校の副校園長、教頭、教諭及び養護教諭を除く教育職員（以下「大学教員」という。）に係る評価（以下「教員評価」という。）は、大学教員個人の活動状況を大学教員自ら及び国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が点検評価することにより、以下のことを目的として実施する。

- (1) 大学教員個人の教育研究活動等の質的向上を図る。
- (2) 大学教員に対して大分大学（以下「本学」という。）の諸機能を強化する取組への積極的関与を促すことにより、本学における教育研究活動等の総合的機能を強化する。
- (3) 大学教員の教育研究活動等の状況について、説明責任を含む社会的責任を果たすこと。

## 第2 評価の実施単位

教員評価は、大学教員の職務上の専門性と特殊性を考慮して、当該大学教員の所属部局等を評価実施単位とし、部局等の長が行う。

## 第3 評価実施要項

- (1) 教員評価を実施する際の評価方法、評価項目及び評価基準等を定めた評価実施要項は、別に定める。
- (2) 評価実施要項に基づく具体的な評価基準・項目は部局等ごとに定める。

## 第4 評価結果の公表

評価結果は、本学の教育、研究等の目標・計画への教員による達成状況が広く社会的な理解が得られるよう公表することとする。

## 第5 評価結果の活用

- (1) 評価結果は、本学の組織としての教育、研究等の改善と改革の遂行に活用するとともに、法人の自己点検評価、国立大学法人評価委員会による法人評価及び認証評価機関による大学評価等、法人が行う組織的な点検評価に効率的に活用する。
- (2) 学長及び部局等の長は、教員評価を総合的に分析し、個々の大学教員の多面的・総合的な活動の活性化を促すとともに、本学の総合的機能の改善・強化に積極的に活用する。
- (3) 学長は評価結果を受けて、大学教員に対し、その活動の一層の向上又は改善を促すため、適切な措置を取ることができるものとする。
- (4) 個人評価がしばしば個々人の職務へのモチベーションや大学教員相互の信頼を損なう可能性を持つことに留意し、評価の実施と結果の取扱い及び活用に当たっては十分な配慮を行う。
- (5) 教員評価は、第1に定める目的及び第3に定める評価実施単位を踏まえ、個人の全学的な序列化、部局等の序列化は行わない。
- (6) 教員評価は、人事考課制度そのものではなく、それに直結するものでもない。

### 付 記

この指針は、平成18年6月21日から実施する。

### 付 記

この指針は、平成19年7月1日から実施する。